

仙台市市民利用施設予約システムの利用者登録等に関する要綱

(平成15年 7 月30日市長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、仙台市市民利用施設予約システムの運用及び利用者登録等に関する規則（平成15年仙台市規則第87号。以下「規則」という。）第15条の規定に基づき、利用者登録等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、規則において使用する用語の例による。

(仙台市市民利用施設予約システム利用者登録約款)

第3条 利用者登録約款は、別記第3号様式によるものとする。

(仙台市市民利用施設予約システム利用者登録申請書)

第4条 規則第5条第1項に規定する市長が別に定める事項は、利用者登録申請者に関する事項で利用者登録申請書に定めるものとする。

2 利用者登録申請書は、別記第1号様式によるものとする。

(利用者登録申請者等の確認資料)

第5条 規則第7条第2項の規定により利用者登録申請者（規則第6条第3項各号に該当する場合は、当該各号に定める者。第1号及び次項において同じ。）に対して提示を求める書面等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 利用者登録申請者の本人確認を行う場合 次に掲げるもののいずれか又はそれらの組合せにより、利用者登録の申請の手続を行う者が本人であることを確認することができるもの

ア 個人番号カード

イ 運転免許証

ウ 旅券

エ 資格確認書

オ 官公署の発行した免許証、許可証又は身分証明書

カ 国（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。）、地方公共団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第68条第1項に規定する公立大学法人を含む。）又は私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人が設置する学校が発行した学生証

キ アからカまでに掲げるもののほか、本人であることを確認するに足る書面等

(2) 事務取扱者（規則第6条第3項第2号の事務取扱者をいう。以下同じ。）であることを確認する場合 次に掲げるもののいずれか又はそれらの組合せにより、申請に係る団体の事務取扱者であることを推定することができるもの

ア 団体における役職等を示す名刺又は社員証等

イ 団体を構成する者の名簿等（役職等を示すものに限る。）

ウ ア及びイに掲げるもののほか、事務取扱者であることを推定するに足る書面等

(3) 事務担当者（規則第10条の事務担当者をいう。以下同じ。）について確認をする場合 次に掲げるもののいずれか又はそれらの組合せにより、規則第3条第1項第3号から第5号までに規定するサービスの利用に係る事務担当者であることを推定することができるもの

ア 団体における役職等を示す名刺又は社員証等

イ 団体を構成する者の名簿等（役職等を示すものに限る。）

ウ ア及びイに掲げるもののほか、事務担当者であることを推定するに足る書面等

2 規則第7条第2項の規定により利用者登録申請者に対して提出を求める書面等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 利用者登録申請者又は事務取扱者が、自ら申請することができないことを確認する場合 次に掲げるもののいずれか又はそれらの組合せにより、利用者登録申請者又は事務取扱者につき、自ら申請することができないやむを得ない事由を確認することができるもの

ア 疾病、負傷、障害等の状況が分かる書面等

イ 出張等の都合を証する書面等

ウ ア及びイに掲げるもののほか、代理人による申請が真にやむを得ないと認めるに足りる事情を証する書面等

(2) 団体を単位として利用者登録をする場合において当該団体の所在等を確認する場合 次に掲げるもののいずれか又はそれらの組合せにより、申請に係る団体の存在を推定することができるもの

ア 団体を構成する者の名簿等

イ 団体運営に係る規約等

ウ ア及びイに掲げるもののほか、団体の所在等を推定するに足りる書面等

(仙台市市民利用施設予約システム利用者カード)

第6条 利用者カードの形状、記載事項等は別記第2号様式のとおりとする。

附 則

この要綱は、平成15年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年11月5日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年12月28日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年11月23日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年3月24日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和3年1月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和7年2月13日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、令和8年2月9日から実施する。

別記

第1号様式 仙台市市民利用施設予約システム利用者登録申請書

第2号様式 仙台市市民利用施設予約システム利用者カード

第3号様式 仙台市市民利用施設予約システム利用者登録約款